## 個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	第二清掃工場ダイオキシン類健康影響調査希望者名簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	環境部 南部クリーンセンター
個人情報ファイルの利用目的	第二清掃工場稼働に伴う人体への影響を確認するため,希望市民の採血を行うにあたり情報を収集し,現在までの影響度合いを確認するために利用するもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5電話番号,6家族状況,7住居状況,8趣味嗜好,9職業, 10健康状況,11傷病歷,12血中成分
記録範囲	ダイオキシン類健康影響調査協力者
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報の有無	含む
記録情報の経常的提供先	無し
開示請求等を受領する組織の名称及び 所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項(マニュアル処理ファイル) ※政令第21条第7項に該当するファイル
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_
備考	

## 個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	第二清掃工場ダイオキシン類健康影響調査希望者名簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	環境部 南部クリーンセンター
個人情報ファイルの利用目的	①柏市廃棄物処理清掃条例第26条第1項の規定により、市民が清掃工場へ直接搬入されたごみ処理に対し、手数料を徴収する際、市民であることの確認及び領収証を発行のために利用するもの。 ②柏市廃棄物処理清掃条例第26条第2項の規定により、市民が災害等を受けた世帯に対し、ごみ処理手数料を減免するにあたり申請内容確認のために利用するもの。
記録項目	1氏名,2住所,3電話番号
記録範囲	ごみの搬入申込者, ごみ処理手数料の減免申請者
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	無し
所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) ※政令第21条第7項に該当するファイル □ 有り □ 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_
備考	

## 個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	第二清掃工場ダイオキシン類健康影響調査希望者名簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	環境部 南部クリーンセンター
個人情報ファイルの利用目的	柏市第二清掃工場及び隣接するコミュニティ施設の建設に伴って発生するテレビ電波障害を、都市型CATV(ケーブルテレビ)を利用したテレビ電波放送の再送信により解消するため、対策家屋の所在地等を把握するために情報を収集したものであり、対策範囲内の家屋に住んでいる方からの苦情や問い合わせ対応のために利用するもの。
記録項目	1氏名,2住所,3電話番号
記録範囲	対策家屋世帯主
記録情報の収集方法	本人もしくは同一世帯の方より口頭(電話)
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	無し
開示請求等を受領する組織の名称及び 所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	-
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項(マニュアル処理ファイル) ※政令第21条第7項に該当するファイル
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_
備考	